

お客様各位

2025年11月吉日

〒874-0829 別府市上原町11番30号
西馬行政総合事務所
TEL 0977-23-5463 FAX 0977-24-1806
〈FAXは日曜・祝日を除く6:30~20:00受信可能〉

《今年の育児・介護休業法の改正について》 ～就業規則の変更が必要に！～

当事務所の豆ニュース11月号(No.395)でお知らせしましたが、今年は育児介護休業法が4月と10月の2段階で大幅に改正され、就業規則の育児介護休業規程の変更が必要(義務)になりました。

(1) まず4月からの改正では、小学校入学前の子を養育する従業員が、子のケガや病気、予防接種・健康診断のために、年に5日(子が2人以上の場合は10日)の休暇を請求できる「子の看護休暇」の対象者が拡大され、小学3年修了までの子を養育する従業員が対象になりました。また、感染症にともなう学級閉鎖等や入園(学)式、卒園式も追加され、「子の看護等休暇」と名称が改められました。

また、3歳未満の子を養育する従業員が請求できる「残業免除」の範囲も拡大し、小学校入学前の子を養育する従業員が対象になりました。

(2) さらに、10月からの改正では「柔軟な働き方を実現するための措置」が新設され、3歳から小学校入学までの子を養育する従業員に、「始業時刻等の変更」や「短時間勤務」等の5つの措置から2つ以上を準備・提案して、従業員はそのうち一つを選択して利用できる制度を設けることが義務化されたのです。

詳しくは、右のQRコードより『厚生労働省/育児休業制度/特設ページ』で知ることができます。参考にしてください。



なお、就業規則の変更と労基署への届出を当事務所にご依頼される場合の費用(消費税込)は44,000円(社労業務顧問契約中の事業所様は38,500円)お願いすることになります。(社会保険労務士・渡邊健太)

